

健康増進法第20条に基づく届出の取扱い

(1) 事業開始の届出（法第20条第1項、法施行細則第3条第1項）

項目	記入方法
届出者	・給食を提供する施設の設置者（設置者からその権限を委任された者を含む）が届け出ること。（調理業務の有無に関係なく、利用者に給食を提供する施設が該当）
給食施設の名称、所在地、設置者、種類	・複数種の施設に異なる給食を提供する複合施設は、それぞれの施設の設置者（設置者からその権限を委任された者を含む）が届け出ること。 ただし、提供食数が1回50食未満又は一日100食未満の施設が含まれる場合、給食施設を所有する施設と栄養管理の内容及び実務責任者が同一の場合、該当施設も含んで届け出ること。その内訳も記入すること。
給食の開始日	・給食を開始した日を記入する。
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	・複数の施設に同じ給食を提供する場合は、施設ごとの予定給食数の合計を記入し、施設別の内訳を添付する。 ・おやつ（間食）及び職員食数は、予定給食数に含まない。 ・定員等の定めがある施設は、定員数を基本に予定給食数を記入する。 ・定員等の定めがない施設は、提供を予定している給食数を記入する。
管理栄養士及び栄養士の員数	・運営形態に関わらず、施設で就業する常勤の管理栄養士及び栄養士の員数を記入する（管理栄養士は栄養士の員数には計上しない。）。 ・複数の施設に給食を提供する場合は、調理施設を所有する施設及び給食提供先の施設で就業する者について記入し、その内訳を添付する。 ・給食業務を委託している場合は、施設及び受託事業者別の員数の合計を記入し、施設及び給食委託事業者別の内訳を添付する。

(2) 届出事項変更の届出（法第20条第2項、法施行細則第3条第2項）

項目	届出を必要とする場合	届出を必要としない場合
給食施設の名称	・名称の変更	
給食施設の所在地	・移転等による所在地の変更	・市町村合併等に伴う市町村名等の変更 ・住居表示の変更に伴うもの
給食施設の設置者	・設置者氏名の変更 ・設置者の法人名称の変更	・国及び地方自治体が設置する施設の設置者氏名の変更。
給食施設の種類	・種類の変更	
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	・給食提供先の施設数に変更があった場合（定員等の定めがある施設） ・定員数の変更に伴う変更（定員等の定めがない特定給食施設） ・予定給食数が1回300食以上又は1日750食以上となった場合 ・予定給食数が1回500食以上又は1日750食以上となった場合	・左記以外の予定給食数の変更
管理栄養士及び栄養士の員数	・運営形態に関わらず、施設で就業する常勤の員数の変更	

(3) 事業の休止または廃止の届出（法第20条第2項、法施行細則第3条第3項）

項目	届出を必要とする場合
休止届	・給食を提供しない期間が継続して1月以上となる場合（学校の夏季休業期間等を除く。）。 ・特定給食施設の予定給食数が一時的に1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。
廃止届	・給食を提供しなくなった場合。 ・特定給食施設の予定給食数が1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。

